

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	3
(1) 明星大学大学院の目的	3
(2) 建築学研究科の設置の趣旨及び必要性	3
(3) 建築学研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的	4
(4) 建築学研究科が研究対象とする中心的な学問分野	5
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	5
3. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称	6
(1) 研究科・専攻の名称	6
(2) 学位の名称	6
4. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）	6
(1) 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と教育課程の概要	6
(2) 科目区分と科目構成	7
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	9
(1) 教育方法	9
(2) 履修指導の方法	9
(3) 研究指導の方法	10
(4) 学位論文の評価	13
(5) 修了要件	13
6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	14
7. 基礎となる学部との関係	14
8. 取得可能な資格	15
9. 入学者選抜の概要	15
(1) 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	15
(2) 入学者選抜の実施方法	16

10.	教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	18
(1)	教育研究実施組織の基本的な考え方	18
(2)	教員の科目配置の考え方	18
(3)	中心となる研究分野	18
(4)	教員の年齢構成	19
(5)	組織的な連携体制	19
11.	研究の実施についての考え方、体制、取組	20
12.	施設、設備等の整備計画	20
(1)	校地、運動場の整備計画	20
(2)	校舎等施設の整備計画	21
(3)	図書等の資料及び図書館の整備計画	21
13.	管理運営	22
(1)	大学評議会	22
(2)	研究科委員会	22
(3)	諮問委員会	23
14.	自己点検・評価	24
(1)	実施方法・実施体制	24
(2)	結果の活用、公表及び評価項目等	25
15.	情報の公表	26
16.	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	29
(1)	組織的な研修等を推進する組織	29
(2)	組織的な研修等の取組	30

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 明星大学大学院の目的

「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」を建学の精神とする学校法人明星学苑が、その理念を高等教育の場を通して実現するために設立したのが明星大学である。

明星大学大学院は、この大学の理念の下、高度の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、生涯にわたり自律的に学び続け、みなと協働して幸福を生み出していく人の育成を目的とする。また、本大学院は、この目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、学術文化の発展に寄与するものである。

(2) 建築学研究科の設置の趣旨及び必要性

本学は、平成 20（2008）年 4 月に理工学部建築学科を基礎に理工学研究科建築・建設工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）を設置し、博士前期課程は、建築・建設工学分野における高度の専門的職業人（建築設計者、建築技術者）の養成を目的に、博士後期課程は、より高度な建築・設計工学技術者又は研究者の養成を目的に、教育研究に取り組む、今日に至っている。

その後、理工学研究科建築・建設工学専攻の基礎学科である理工学部建築学科は、平成 22（2010）年 4 月に理工学部の他の物理学科、化学科、機械システム工学科、電気電子システム工学科、環境システム学科とともに、理工学部総合理工学科 1 学部 1 学科 6 学系に改組した。建築学科は 1 コースの建築学系として存続したが、理学領域と工学領域で構成する理工学部総合理工学科において、建築学系の人材養成の目的、教育研究上の目的、教育課程を工学領域の中で共通化を図ることが困難と判断し、令和 2（2020）年 4 月に理工学部総合理工学科建築学系を 1 つの学部として発展的に分離・独立し、建築学部を設置した。

建築学部は、令和 5（2023）年度に完成年度を迎えたが、理工学研究科建築・建設工学専攻は、平成 20（2008）年 4 月の開設以来、従前の研究科・専攻組織のまま存続しているため、学部組織と研究科・専攻組織との間に捻じれが生じ、学部教育から大学院教育までの一貫した教育研究活動を行うことが困難となっている。そのため、理工学研究科建築・建設工学専攻を改組し、建築学部を基礎学部とする研究科を設置することが必要となっている。

一方で、建築系分野における社会的・地域的な状況を概観すると、「令和 4 年版国土交通白書」によれば、建設業就業者数は、平成 9（1997）年の 685 万人をピークに、令和 3（2021）年は 485 万人と 29.2%減少し、近年は横ばいで推移しているものの、今後、高齢者の大量離職が見込まれるため、若者をはじめとする担い手の確保・育成が課題となっている。また、建設業界の人材不足に対応するため、ICT や新技術を活用した建築生産システムの導入など、生産性の向上も大きな課題となっており、建設業界では、高

い人材需要とともに、建築生産システムの高度化に対応できる高度な専門性を備えた人材の需要が高まることが考えられる。

これを裏付けるように、後述の「学生確保の見通し等を記載した書類」の通り、本学が実施した本学建築学研究科の「採用意向アンケート調査」によれば、主に東京都に本社を置く建設業の企業から、建築学研究科修了予定者に対して、強い人材ニーズと採用意向が示されており、本学が建築系分野の高度な専門性を備えた人材を養成することは、社会的・地域的な人材需要に合致するものである。

こうした状況を踏まえ、本学では、令和7（2025）年4月に既存の理工学研究科建築・建設工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）を発展的に分離・独立し、建築学部を基礎学部とする「建築学研究科」を設置する。

建築学研究科は、「建築学研究科建築学専攻」の1研究科1専攻で組織し、課程については、理工学研究科建築・建設工学専攻（博士後期課程）の入試実績に鑑み、高度の専門的職業人の養成に注力し、修士課程とする。

定員については、建築・建設工学専攻（博士前期課程）の入試実績をはじめ、他大学の定員の設定状況を踏まえ、入学定員5人、収容定員10人とする。

なお、改組元の理工学研究科建築・建設工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）は、令和7（2025）年4月に学生募集を停止し、在籍する学生が存在しなくなるのを待って廃止する。廃止するまでの間、理工学研究科建築・建設工学専攻に在籍する学生の教育は、建築学研究科が責任をもって行う。

○令和4年版国土交通白書

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r03/hakusho/r04/pdfindex.html>

（3）建築学研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的

＜人材養成の目的＞

建築学研究科では、学部教育から続く、建築学に関する専門知識及び実践的な技術をより高度に用いて、時代や環境の変化に対応した安全、健康かつ快適な建築、住宅及び都市空間を創出・提供することで、社会に貢献できる人材を育成する。

＜学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）＞

1. 建築物を取り巻く社会的背景や空間特性、機能性を読み解く力を有し、「設計・計画」「構造」「環境・設備」「材料・構法・生産」の実務に係る幅広い知見と理解力を有している。
2. 技術者倫理を理解し、種々の条件・制約を踏まえて、建築物の立案、設計、プレゼンテーションをすることができる。または、建築構造、建築材料、建築設備あるいは建設工学分野における問題を把握し、考究する能力を有している。

3. 専門知識に基づく調査、実験、実測、解析など熱意をもって進め、協働者とコミュニケーションを図りながら、自らの設計および研究を深めてゆくことができる。
4. 建築が社会に及ぼす影響、および設計者、技術者が社会的に負っている責任を理解した上で、自らの設計および研究の社会的意義と重要性を認識し、設計および研究における問題に対する解決策を検討することができる。
5. 計画から工事監理までのプロセスを理解し、専門家として実践するための能力を有している。また、専門知識に基づく調査、実験、実測、解析を行い、結果の整理と解釈から正しい説明を他者に対して行うことができる。

なお、建築学研究科では、人材養成の目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めた。人材養成の目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の概要と関係は、「資料1 人材養成の目的と3ポリシーの関係図」に示した。

【資料1 人材養成の目的と3ポリシーの関係図】

（4）建築学研究科が研究対象とする中心的な学問分野

建築学研究科が研究対象とする中心的な学問分野は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（文部科学省告示第39号）の工学関係に包含される「建築学」である。建築学研究科は、基礎学部である建築学部の教育課程及び教育研究実施組織が「建築学」の根幹をなす「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」の4領域に基づいて編成しているため、この「建築学」の根幹をなす4領域を踏襲し、それらを発展・応用させながら教育研究に取り組む。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

建築学研究科は、改組元の理工学研究科建築・建設工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）における開設以来の入試実績や社会的・地域的な必要性とともに、学生を恒常的に受け入れ、その人材養成を果たす大学院組織としての妥当性・適切性を十分検証し、修士課程の研究科として設置するものであり、高度の専門的職業人の養成に注力して教育研究に取り組む。

3. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称

建築学研究科は、建築学に関する専門知識及び実践的な技術をより高度に用いて、時代や環境の変化に対応した安全、健康かつ快適な建築、住宅及び都市空間を創出・提供することで、社会に貢献できる人材の育成を目的としており、研究対象とする中心的な学問分野を「建築学」としているため、研究科・専攻の名称は、学問分野の名称をそのまま冠し、英訳名称は、国際通用性の観点に基づいて英訳を行った。

- 研究科名称 [英訳名称]: 建築学研究科 [Graduate School of Architecture]
- 専攻名称 [英訳名称]: 建築学専攻 [Program in Architecture]
- 課程 [英訳名称]: 修士課程 [Master's Program]

(2) 学位の名称

人材養成の目的、学問分野、研究科・専攻の構成及びその名称を踏まえ、学位の名称は、学問分野の名称をそのまま冠し、英訳名称は、国際通用性の観点に基づいて英訳を行った。

- 学位名称 [英訳名称]: 修士 (建築学) [Master of Architecture]

4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (教育研究の柱となる領域 (分野) の説明も含む。)

(1) 教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) と教育課程の概要

建築学研究科では、人材養成の目的及び学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を達成するため、下記の教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を定め、その方針に基づいて、教育課程は、「専攻科目」を「研究科目」と「論文指導科目」に大別し、体系的に編成する。

教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) 及び教育課程の概要は下記の通りである。

<教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) >

[教育課程編成の考え方]

建築学専攻では、多種多様な機能を持つ美しい建築空間の実現、持続可能な都市や社会基盤の構築、地震をはじめとする自然災害に対する防災・減災技術の開発といった、新しい時代の技術課題を実践的に解決できる応用能力を持った人材を養成するための教育課程を編成する。実務家に必要な高度な専門的知識と、研究遂行に必要な資料収集・分析及び研究成果の発信能力を修得するため、専攻科目を「研究科目」「論文指導科目」に区分し、さらに「研究科目」を「専門・応用科目」と「演習・実験科目」に区分する。

[教育内容・方法]

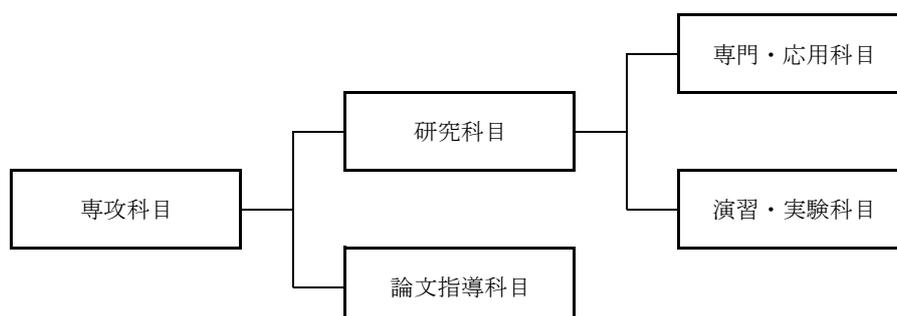
「研究科目」では、講義又は演習・実験形式により授業を行う。「専門・応用科目」では、主に講義形式により、各分野の高度な専門的知識が修得できる。「演習・実験科目」では、各分野の調査・研究方法の実践を通じ、新しい課題に対する解決策の検討を実行する科目を配置する。「論文指導科目」では、演習・実験形式により、実証的な研究能力を修得させると共に、自らの研究課題の意義を社会的文脈に適切に位置付け、独創性あふれる研究を遂行し、修士学位論文または修士設計(特定課題研究)を発展的に作成するための研究指導を行う。

[学修成果への評価]

「研究科目」は、科目ごとに提示された到達目標、評価の方法に従い評価を行う。

「論文指導科目」は、中間発表及び最終提出された成果物より評価する。社会に貢献できるかを基準に、主査・副査を中心に研究内容の精査を行い、修士研究(論文・設計)審査会における研究成果のプレゼンテーションや質疑応答の適切さについても評価の対象とする。

<教育課程の概要>



(2) 科目区分と科目構成

建築学研究科の「専攻科目」は、「研究科目」及び「論文指導科目」に区分し、さらに「研究科目」を「専門・応用科目」及び「演習・実験科目」に区分して、建築学に関する高度な専門知識及び実践的な技術を修得させるための授業科目を体系的に配置する。

「専門・応用科目」は、建築学の根幹をなす「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」に関する授業科目を選択で配置する。「演習・実験科目」は、「専門・応用科目」に対応させた演習・実験を行う授業科目を選択で配置する。

「論文指導科目」は、研究指導教員の指導の下、修士学位論文又は修士設計に取り組む授業科目を必修で配置する。

① 専門・応用科目

専門・応用科目は、建築学の根幹をなす「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」に関する授業科目を体系的に配置する。

「設計・計画分野」には、「建築意匠特論」「建築史特論」「建築計画特論」「建築設計特論」「住宅デザイン特論」「建築・都市政策特論」「都市計画特論」「防災工学特論」の8科目を配置する。「構造分野」には、「建築構造特論」「構造デザイン特論」「地震工学特論」「解析学特論」の4科目を配置する。「環境・設備分野」には、「建築環境特論」「建築設備特論」「住環境特論」の3科目を配置する。「材料・構法・生産分野」には、「地盤工学特論」「建築生産特論」の2科目を配置し、専門・応用科目には、計17科目を配置する。なお、単位数はいずれの授業科目も2単位とし、1単位当たり15時間の授業時間と30時間の授業時間外に必要な学修時間を設定した。

② 演習・実験科目

演習・実験科目は、専門・応用科目の各授業科目に対応させて演習・実験を行う授業科目であり、建築学の根幹をなす「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」に関する授業科目を体系的に配置する。

「設計・計画分野」には、「建築意匠演習」「建築史演習」「建築計画演習」「建築設計演習」「住宅デザイン演習」「建築・都市政策演習」「都市計画演習」「防災工学演習」の8科目を配置する。「構造分野」には、「建築構造演習・実験」「構造デザイン演習」「地震工学演習・実験」「解析学演習」の4科目を配置する。「環境・設備分野」には、「建築環境演習」「建築設備演習」「住環境演習」の3科目を配置する。「材料・構法・生産分野」には、「地盤工学演習・実験」「建築生産演習・実験」の2科目を配置し、演習・実験科目には、計17科目を配置する。なお、単位数はいずれの授業科目も2単位とし、1単位当たり15時間の授業時間と30時間の授業時間外に必要な学修時間を設定した。

③ 論文指導科目

論文指導科目は、研究指導教員が研究指導を行う授業科目であり、「建築学研究1」「建築学研究2」「建築学研究3」「建築学研究4」の計4科目を必修で配置する。なお、単位数は、「建築学研究1」「建築学研究2」は各2単位、「建築学研究3」「建築学研究4」は各4単位に設定し、計12単位とした。これらの単位数は当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修時間を踏まえて設定した。

【資料2 建築学研究科教育課程体系図】

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

① 授業内容に応じた授業の方法

研究科目のうち、専門・応用科目は主に講義形式で授業を行う。演習・実験科目は当該専門・応用科目の履修（同時に履修する場合を含む）を前提とした上で、専門的知識の理解と定着を図るため、主に演習形式で授業を行う。なお、「建築構造演習・実験」「地震工学演習・実験」「地盤工学演習・実験」「建築生産演習・実験」の4科目は、演習形式と実験形式を併用して授業を実施し、より教育効果を高める。

論文指導科目は、演習形式で授業を行い、研究指導教員による研究指導を通じて、修士学位論文又は修士設計（特定課題研究）に取り組む。

② 学生数の設定

建築学研究科は、入学定員が5人と小規模なため、研究科目の専門・応用科目及び演習・実験科目ともに、特別な措置を講じなくても少人数で授業を実施することが可能である。また、論文指導科目も研究指導教員を10人配置しているため、きめ細やかな研究指導が可能であり、加えて、論文指導科目は、特定の研究指導教員に学生が偏ることがないように十分配慮する。

③ 配当年次

研究科目の専門・応用科目及び演習・実験科目ともに、いずれの授業科目も原則として1・2年次に履修できるように配当年次を設定した。前期・後期の別は、専門・応用科目を履修した後、演習・実験科目の履修が望ましい授業科目、あるいは専門・応用科目と演習・実験科目を同時に履修が望ましい授業科目とに整理した上で、さらに前期・後期の開講科目全体のバランスや履修モデルを考慮して設定した。

論文指導科目は、研究指導教員が学生を継続的に研究指導する科目であり、1年前期に「建築学研究1」、1年後期に「建築学研究2」、2年前期に「建築学研究3」、2年後期に「建築学研究4」を設定した。

なお、「建築環境特論」「建築設備特論」「建築環境演習」「建築設備演習」の4科目は、同一教員が担当するため、教育負担を考慮し隔年開講とした。

(2) 履修指導の方法

① 履修指導

履修指導は、学生の研究指導を担当する研究指導教員が中心となって行う。学生は大学院ガイダンスに出席し、「履修の手引」「シラバス」を確認しながら研究指導教員の指導の下、年間の履修計画を立て、履修すべき授業科目を決定する。研究指導教員による履修指導を効果的に行うことで、体系的な履修を確保する。なお、履修登録や

学生生活に関する学生からの問い合わせについては、教務事務センター及び理工学部・建築学部支援センターの職員が適宜相談に応じる。

② 履修モデル

学生に履修モデルを提示した上で、研究指導教員が修了後の進路を踏まえ、履修モデルに基づき、選択科目である専門・応用科目及び演習・実験科目の体系的な履修を指導する。履修モデルは、修了後の進路に応じた修得すべき能力に基づいて、5つのモデルを修了要件単位数で作成した。履修モデルの概要は下記の通りである。

<履修モデルの概要>

モデル	概要
Aモデル	幅広い種類の建築物の意匠設計を目指すモデル
Bモデル	住宅・住環境を中心とした意匠設計を目指すモデル
Cモデル	建築設備・建築環境に関する技術修得を目指すモデル
Dモデル	建築構造・材料・施工の技能修得を目指すモデル
Eモデル	都市空間に関する調査・計画・立案を目指すモデル

【資料3 建築学研究科建築学専攻修士課程履修モデル総括表】

【資料4 建築学研究科建築学専攻修士課程履修モデル】

(3) 研究指導の方法

個々の学生の研究テーマに基づいて、研究指導教員を決定の上、修士学位論文又は修士設計の作成に向け、必修科目の「建築学研究1・2・3・4」を通して、2年間に亘って研究指導を行う。

1年前期の「建築学研究1」では、各領域に必要な文献・調査理論・手法を学び、修士研究（論文・設計）を自らの視点で進めることができるようになるための基礎を培い、導入的な学びを通して修士研究（論文・設計）のテーマ策定につなげる。

1年後期の「建築学研究2」では、「建築学研究1」の各領域において学んだ理論・手法に基づいた導入的な研究を行い、修士研究（論文・設計）のテーマを自ら決定する。各自の研究目的に即した方法を立案し計画を立て、論理的整合性や研究意義、倫理的配慮について検討するとともに、実証性を伴った研究を実践していくことを目指す。

2年前期の「建築学研究3」では、「建築学研究2」で策定、決定したテーマの修士研究（論文・設計）を進める。各自の研究目的に即した方法を立案し計画に則って、論理的整合性や研究意義、倫理的配慮について検討するとともに、実証性を伴った研究を実践する。

2年後期の「建築学研究4」では、「建築学研究3」で発展的、かつ具体的に進めてきたテーマの研究について、修士研究（論文・設計）として最終成果物をまとめる。各自の研究目的に即した方法を立案し計画に則って、論理的整合性や研究意義、倫理的配慮について検討するとともに、実証性を伴った研究の実践として、最終成果物のまとめとともに修士論文又は修士設計として発表する。「研究指導のスケジュール」と「修士論文提出までの流れ」は下記の通りである。

<研究指導のスケジュール>

学年	学期	時期	履修	研究・修士論文	専攻・指導教員
1 年次	前期	4月	履修計画の立案	研究テーマの策定 研究関連文献の整理 研究指導計画書の提出	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究テーマの指導 研究指導計画書の受理 研究指導（随時）
		4月～7月	履修登録 授業		
7月～8月	試験				
1 年次	後期	9月～12月	授業	中間発表 中間発表	研究指導（随時）
		10月	試験		
1月	試験				
2月		試験			
2 年次	前期	4月	履修計画の立案	研究指導計画書の提出	履修ガイダンス 履修計画の確認 研究指導計画書の受理 研究指導（随時）
		4月～7月	履修登録 授業		
7月～8月	試験				
2 年次	後期	9月～12月	授業	修士論文作成・提出 中間発表 修士学位申請書提出 修士論文発表・最終試験	研究指導（随時）
		10月	試験		
1月	試験				

< 修士論文提出までの流れ >

	事 項 (手続き内容含む)	関係部署
1	①次年度に「修士学位授与要件」を満たせるか確認をする。 ②修士論文が次年度提出できるか確認する。	本人
2	「修士学位論文に関する主題」と「研究指導計画書」を提出、当該専攻主任及び研究科長の承諾を得る。	専攻・研究科
3	当該年度の「修士論文提出要項」に基づき、「論文審査願い」の手続きをする。	学部支援センター
	申請資格の確認。	専攻・研究科
4	「修士論文提出票」の配付。	学部支援センター
5	「修士論文提出要項」に従った修士論文を完成させる。	本人
6	修士論文提出期間内に修士論文を2部提出し、修士論文受領書を受領する。	学部支援センター
	「修士学位申請書」を提出、「修士の学位授与」の申請をする。	
7	研究科長は、研究科委員会の議を経て、審査委員会を設置。	専攻・研究科
	修士論文発表会で発表をする。	本人
	審査委員会による大学院学則に基づく審査及び最終試験を受ける。	本人
	審査委員会の審査、判定結果の報告書を研究科長へ提出。受理した報告について研究科長は研究科委員会に諮る。	専攻・研究科
	研究科長は研究科委員会に諮った事項の結果を学長へ報告。	専攻・研究科
8	修了判定結果発表 (3月上旬)	教務事務センター

なお、学生の研究計画については、必要に応じて明星大学研究倫理委員会の研究倫理審査を受審させ、研究倫理審査委員会の承認を得てから研究を進めさせる。研究倫理委員会の構成員及び役割は下記の通りである。

< 明星大学研究倫理委員会 >

本学の研究に係る倫理を保持するため、明星大学研究倫理委員会を置き、本学の研究倫理に関する方針の策定及び研究計画の審査を行っている。

構成員及び役割は下記の通りである。

- 構 成 員：学長が指名する副学長、各研究科の研究科長、明星大学心理相談センター長、明星大学連携研究センター長、その他学長が必要と認める者若干人

- 役割：明星大学の研究倫理に関する基本方針の策定
研究計画の審査
その他研究倫理について必要な事項の協議

【資料 5 - 1 明星大学研究倫理規程】

【資料 5 - 2 明星大学研究倫理委員会細則】

(4) 学位論文の評価

学位論文は、中間発表及び最終提出された成果物より評価する。主査・副査を中心に研究内容の精査を行い、修士研究（論文・設計）審査会における研究成果のプレゼンテーションや質疑応答の適切さについても評価の対象とする。修士学位論文及び修士設計（特定課題研究）の評価基準は下記の通りである。

<修士学位論文>

1. 研究目的および意義が明確かつ的確であること。
2. 関連分野の先行研究を包括的に把握した上で、当該研究をその研究動向の中に位置づけていること。
3. 研究目的に基づいて適切な研究方法が用いられ、論証のためのデータ・資料が適切かつ十分に収集されるとともに、的確に分析されていること。
4. 論証過程において、論旨が明確かつ一貫しており、学術論文として体系的に構成されていること。
5. 当該分野における学術研究として独創性を有すること。
6. 研究倫理を遵守していること。

<修士設計（特定課題研究）>

1. 設計の目的および意義が明確かつ的確であること。
2. 設計テーマに関連する先行事例を包括的に把握した上で、当該設計をその動向の中に位置づけていること。
3. 提起した問題、導入した概念や設計方法の新規・独創性および提案された設計案の新規性を有するとともに、社会的な貢献をなすものであること。
4. 他者にわかりやすい表現で美しくプレゼンテーションされていること。
5. 研究倫理を遵守していること。

(5) 修了要件

建築学研究科の修了要件は、「2年以上在学し、専攻科目について30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士学位論文又は修士設計（特定課題研究）の審査及び最終試験に合格すること。」と定めた。また、修了要件単位数の内訳は、「専攻科目

のうち、研究科目から 18 単位以上、論文指導科目（必修）12 単位、合計 30 単位以上修得すること。」と定めた。

<修了要件単位数>

科目区分		修了要件単位数
専攻科目	研究科目	18 単位以上
	論文指導科目	
合計		30 単位以上

6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本学では、大学院設置基準第 16 条（修士課程の修了要件）を踏まえ、大学院学則第 25 条第 2 項に「特定の課題の研究成果の審査をもって修士学位論文の審査に代えることができる。」と定めている。

建築学研究科では、修了要件を「修士学位論文又は修士設計（特定課題研究）の審査及び最終試験に合格すること。」と定め、修士設計を特定の課題についての研究として位置付けて運用する。

学生は、研究指導教員による研究指導を通じて、研究テーマを決定するとともに、当該研究の成果物について、修士学位論文又は修士設計のいずれかを決定する。学生が修士設計を選択する場合には、原則として大学院修了後、建築設計の実務に従事することを希望する学生を対象とし、研究指導教員が研究テーマの成果物としての妥当性・適切性を確認することから、人材養成の目的に合致した修士設計（特定課題研究）を行うことが可能と考えている。

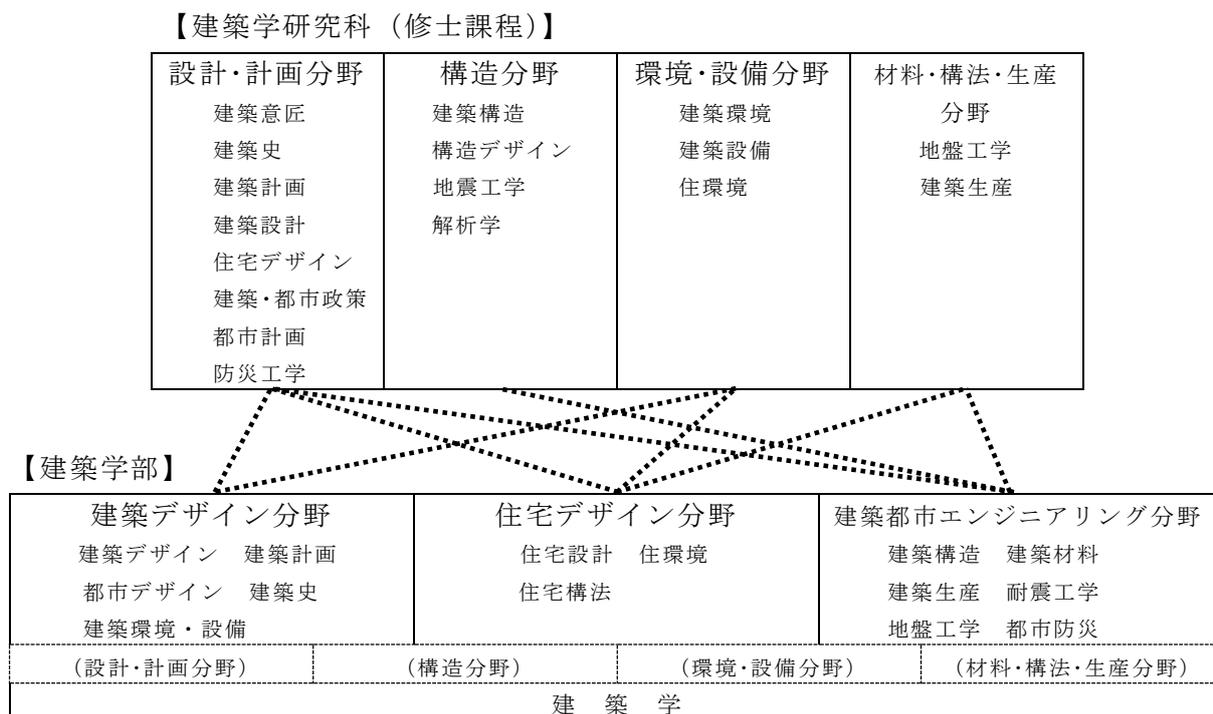
教育研究水準の確保に当たっては、前述の「5.（4）学位論文の評価」の通り、修士設計（特定課題研究）に係わる評価基準を定め、入学時に学生に明示する。その上で研究指導教員による研究指導を通じて、学生に修士学位論文同様に研究目的に即した研究方法を立案させ、研究計画に則って論理的整合性や研究意義等を検討させながら、実証性のある修士設計を行わせるため、修士学位論文と同じ水準を確保することが可能と考えている。

7. 基礎となる学部との関係

建築学研究科は、建築学部を基礎学部として設置する。建築学部は、人材養成の目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、中心的な学問分野である建築学を「建築デザイン分野」「住宅デザイン分野」「建築都市エンジニアリング分野」の 3 分野に大別して、教育課程を編成するとともに、当該分野に沿った履修モデルを作成し、建築学の体系的な教育に取り組んでいる。

建築学部の教育課程は、上記の通り「建築デザイン分野」「住宅デザイン分野」「建築都市エンジニアリング分野」の3分野に大別しているものの、建築学の根幹となる「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」の4領域を包含して教育課程及び教育研究実施組織を編成しているため、建築学研究科では、この建築学の根幹をなす4領域を踏襲し、それらを発展・応用させながら教育研究に取り組む。建築学部と建築学研究科の関係は下記の通りである。

< 建築学部と建築学研究科の関係図 >



8. 取得可能な資格

建築学研究科では、授業科目の履修や研究科を修了することによって、新たに取得可能な資格及び受験資格はないが、基礎学部の建築学部で受験資格が得られる「一級建築士」「1級建築施工管理技士」「1級造園施工管理技士」「1級土木施工管理技士」などの資格取得を学生に継続して推奨する。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

建築学研究科は、人材養成の目的を「建築学に関する専門知識及び実践的な技術をより高度に用いて、時代や環境の変化に対応した安全、健康かつ快適な建築、住宅及び都市空間を創出・提供することで、社会に貢献できる人材を育成する。」としており、この人材養成の目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カ

リキュラム・ポリシー)を踏まえ、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を下記の通り定めた。なお、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)には、各入学試験の評価方法・評価基準を包含しているが、後述する「(2)入学者選抜の実施方法」に記載した。

<入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)>

- AP1：建築学に関する学士課程の基礎学力を有している人。
- AP2：技術者としての社会的責務を常に考え、適切な判断により行動できる人。
- AP3：社会的問題に関心を持ち、フィールド調査や実験を通して研究し、問題を解決する意欲を有する人。
- AP4：設計や研究の正しい方向を見定め、具体的な計画を立案し、主体的かつ能動的に行動できる人。
- AP5：自らが専門とする建築学分野に関する知見を、正しく、的確に表現できる人。

(2) 入学者選抜の実施方法

建築学研究科は、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に沿う入学者を確保するため、入学試験を「学内推薦入学試験」「一般入学試験」「社会人入学試験」の3つの試験区分を設けて入学者選抜を行う。なお、各入学試験の募集定員は、建築学研究科の入学定員が5人と小規模なため、それぞれ募集定員は若干名とする。

① 学内推薦入学試験

本学建築学部建築学科の学生を対象とする推薦入学試験で、建築学研究科の推薦申込資格を満たし、学科で承認された学生が出願資格を得る。

選考方法は、研究計画書を含む出願書類により行う。評価方法・評価基準は下記の通りである。

学内推薦入学試験では、アドミッション・ポリシーに示した建築学研究科建築学専攻で研究または設計を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

書類選考により、「5つの能力・資質」のうち「①課題発見・解決」「②思考・判断」「③関心・意欲・態度」「④知識・理解・表現」「⑤技術・技能」を基準として、アドミッション・ポリシー(AP1, 2, 3, 4, 5)に示す能力・資質を評価します。

② 一般入学試験

大学院入学資格（見込みを含む）を有する者を対象とする入学試験で、9月に実施する一般入学試験1期と2月に実施する一般入学試験2期の2回行う。

選考方法は、研究計画書、筆記試験（専門科目）、面接試験により行う。評価方法・評価基準は下記の通りである。

一般入学試験では、アドミッション・ポリシーに示した建築学研究科建築学専攻で研究または設計を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5つの能力・資質」のうち「**①**課題発見・解決」「**③**関心・意欲・態度」を基準として、アドミッションポリシー（AP3,4）に示す能力・資質を評価します。

筆記試験（専門科目）により、「5つの能力・資質」のうち「**④**知識・理解・表現」を基準として、アドミッションポリシー（AP1）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5つの能力・資質」のうち「**②**思考・判断」「**⑤**技術・技能」を基準として、アドミッションポリシー（AP2,5）に示す能力・資質を評価します。

③ 社会人入学試験

企業・官公庁等において、原則として志望する専攻分野に関連する2年以上の実務経験を有する者を対象に実施する入学試験で、9月に実施する社会人入学試験1期と2月に実施する社会人入学試験2期の2回行う。

選考方法は、研究計画書、筆記試験（小論文）、面接試験により行う。評価方法・評価基準は下記の通りである。

社会人入学試験では、アドミッション・ポリシーに示した建築学研究科建築学専攻で研究または設計を進めていくために必要な能力・資質について、以下のような方法と基準で評価します。

研究計画書により、「5つの能力・資質」のうち「**①**課題発見・解決」「**③**関心・意欲・態度」を基準として、アドミッション・ポリシー（AP3,4）に示す能力・資質を評価します。

筆記試験（小論文）により、「5つの能力・資質」のうち「**④**知識・理解・表現」を基準として、アドミッション・ポリシー（AP1）に示す能力・資質を評価します。

面接試験により、「5つの能力・資質」のうち「**②**思考・判断」「**⑤**技術・技能」を基準として、アドミッション・ポリシー（AP2,5）に示す能力・資質を評価します。

10. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教育研究実施組織の基本的な考え方

建築学研究科は、既存の理工学研究科建築・建設工学専攻を改組して設置するため、改組元の理工学研究科建築・建設工学専攻（博士前期課程）から専任教員14人を異動するとともに、基礎学部の建築学部から専任教員2人を新たに配置し、計16人で教育研究実施組織を編制する。

専任教員の職位の構成は、教授10人、准教授6人で、研究指導教員・研究指導補助教員の別は、研究指導教員10人（うち教授7人、准教授3人）、研究指導補助教員6人（うち教授3人、准教授3人）である。なお、「大学院設置基準」が定める建築学研究科の基準教員数は、7人（うち研究指導教員数4人）以上で、基準教員数の2倍を超える専任教員を配置しているため、充実した教育研究活動が可能と考えている。

専任教員の取得学位は、博士12人、修士3人、修士（専門職）1人で、専任教員の75%が博士の学位を有している。職位別には、教授が博士8人、修士1人、修士（専門職）1人で、准教授が博士4人、修士2人となっており、教育研究活動に支障はないと考えている。

(2) 教員の科目配置の考え方

建築学研究科は、専任教員が全ての授業科目を担当するため、充実した教育研究活動が可能と考えている。各専任教員は、自身の研究の専門分野に合致した「研究科目」の「専門・応用科目」1科目、「演習・実験科目」1科目、「論文指導科目」4科目、計6科目を担当することを原則とし、1人の専任教員がこれらの授業科目を通じて学生の研究指導を行う。なお、教授のうち1人が「専門・応用科目」2科目、「演習・実験科目」2科目、「論文指導科目」4科目、計8科目を担当するが、「専門・応用科目」「演習・実験科目」をそれぞれ隔年開講とし、教員の負担軽減を図る。

(3) 中心となる研究分野

建築学研究科が研究対象とする中心的な学問分野は、建築学であり、この建築学の根幹をなす「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」の4領域に基づいて、教育研究実施組織を編成する。

各研究領域における専任教員数は、「設計・計画分野」8人（うち教授6人）、「構造分野」4人（うち教授1人）、「環境・設備分野」2人（うち教授1人）、「材料・構法・生産分野」2人（うち教授2人）を配置している。また、各研究領域における研究指導教員数は、「設計・計画分野」5人、「構造分野」3人、「環境・設備分野」1人、「材料・構法・生産分野」1人を配置しており、各研究領域に教授及び研究指導教員を適切に配置している。

(4) 教員の年齢構成

建築学研究科の完成年度末における専任教員の年齢構成は下表の通りで、特定の年齢層に偏りがなく、均衡のとれた年齢構成となっているため、教育研究水準の維持向上及び教育研究活動の活性化に支障はないと考えている。

本学の定年年齢は、「学校法人明星学苑定年規程」により、大学の教育職員は65歳と定めている。ただし、大学の教育職員のうち、平成23(2011)年3月31日までに就任した者は70歳と定めている。

建築学研究科の専任教員のうち、完成年度末に65歳を迎える教員が4人存在するが、うち3人は平成23(2011)年3月31日までに就任した教員で、定年年齢は70歳が適用される。もう1人は任期付きの教員であり、契約更新時における上限年齢を70歳と定めている。

このため、建築学研究科では、定年年齢を超えて採用した任期付きの教員が1人存在するものの、学年進行中に定年退職する教員は存在しないため、教育研究活動に支障はないと考えている。

<専任教員の年齢構成表>

年 齢	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
人 数	0人	0人	3人	6人	3人	4人	0人
構成比	0.00%	0.00%	18.75%	37.50%	18.75%	25.00%	0.00%

【資料6 学校法人明星学苑定年規程】

(5) 組織的な連携体制

建築学研究科の運営を支援する事務組織は、基礎学部である建築学部の運営を支援する理工学部・建築学部支援センターがその役割を担う。同センターには、建築学研究科及び建築学部を担当する専任の職員を配置し、研究科長をはじめ、専攻主任、専任教員と連携・調整を図りながら研究科の運営を支援する。

また、本学には、全学の学生を対象に各種サポートを行う事務組織として、教務事務センター、学生サポートセンター、就職センターを設置しており、各センターが授業・履修、学生生活・奨学金、就職・進路に関するサポートを行っている。建築学研究科も既存の研究科・専攻と同様に各センターが学生のサポートを行う。

1 1. 研究の実施についての考え方、体制、取組

建築学研究科では、改組元の理工学研究科建築・建設工学専攻におけるこれまでの研究実績を踏まえ、建築学の根幹をなす「設計・計画分野」「構造分野」「環境・設備分野」「材料・構法・生産分野」を研究対象に、研究科の人材養成の目的に掲げる「時代や環境の変化に対応した安全、健康かつ快適な建築、住宅及び都市空間の創出・提供」に寄与する研究に取り組む。

研究の実施にあたっては、教員の研究の場として、専任教員には1人当たり20㎡以上の個人研究室を貸与し、研究活動に必要な各種実験室及び実験設備も整備している。

研究費については、実験系の教授及び准教授に対して、個人研究費として教員研究助成費550千円/年を上限に支給するほか、大学全体の採択制の共同研究費として、科研費採択インセンティブ研究費及び若手研究・重点支援研究費を計36,000千円/年を予算化している。

研究に係わる予算執行等の各種事務については、理工学部・建築学部支援センターの職員が他部署の職員と連携・調整を図りながら教員を支援する体制を整えているほか、科研費等の採択を支援する専門の職員も配置している。

なお、本学は、産学公連携活動の推進及び本学が所有する知的財産の管理・運用を目的に「連携研究センター」を設置しており、共同研究・受託研究を受け入れる体制も整えている。

1 2. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

建築学研究科は、基礎学部である建築学部と同じ日野校で教育研究活動を行う。日野校は289,254㎡の校地面積を有し、うち校舎敷地（運動場用地を含む）として269,888㎡を利用している。校地には教育研究活動に必要な講義棟や実験・研究棟のほか、野球場、テニスコート、総合体育館を運動施設として整備しており、校地面積及び校舎面積は、「大学設置基準」が定める基準面積をそれぞれ十分満たしている。

日野校では、学修効果の向上と安心・安全の観点から、平成16（2004）年度以降年次計画に従って校地・校舎の再開発に取り組み、24号館～30号館を新設、さらにその後31号館～33号館を新設し、校地・校舎の整備を計画通り行い、これと並行して既存建物の改修・整備も行った。この結果、各学部・研究科等の学問特性や教育課程に対応した教育研究活動に必要な講義室、演習室、実験室、研究室等の施設は充足し、さらに必要な設備・機器等も更新・整備を行ってきた。

キャンパスの再開発に伴って、車椅子用スロープや昇降機の設置をはじめ、エレベーターの設置、ユニバーサルトイレの設置など、施設・設備のユニバーサル化を実現した。

また、学生生活支援のため、キャンパス内に食堂2ヶ所、カフェ1ヶ所、コンビニエンスストア2ヶ所、ブックセンター1ヶ所を設置している。

さらに、校地・校舎の再開発に際しては、学生の「居場所」づくりを重視し、各建物に多くの談話室やオープンスペースを設置するとともに、学生の課外活動支援のため、12号館（学友会本部・委員会室・スタジオ等）、31号館（各部・サークル室）を整備しているほか、25号館体育館（フィットネスルームを含む）、13号館（温水プール・卓球場・剣道場・柔道場・弓道場を含む）、野球場、テニスコート等も整備している。

なお、日野校では、ベンチ等の談話スペースを含む空地を十分確保しており、特に「ソルブラン」と称する中央の広場は、ベンチ等を備え多くの学生の交流の場となっている。また、平成30（2018）年度には、新たに大学会館南側に「アンソレイエ」と称する広場を整備し、ステージやベンチ等を設置している。

（2）校舎等施設の整備計画

建築学研究科は、既存の理工学研究科建築・建設工学専攻を改組して設置するため、教育研究活動に必要な施設・設備は既に十分整備しており、それらを有効に活用して教育研究活動に取り組む。

建築学研究科の教育研究活動は、23号館、28号館、29号館、30号館の4つの校舎を使用する。主に使用するのは29号館と30号館で、29号館には建築学部と共用する演習室をはじめ、製図室、研究室、院生室、事務室等を配置し、30号館には建築学部と共用する大型実験室を配置している。また、23号館には全学共用の講義室及び演習室を配置し、28号館には図書館及び全学共用の大小多数の講義室を配置しており、建築学研究科の教育研究活動に支障はないと考えている。

その他、全学共用の施設として、15号館の資料図書館には資料展示室や貴重書閲覧室等を配置している。また、16号館には保健管理室を配置し、日常の応急処置や校医・看護師による健康相談に応じている。

教員の研究室は、建築学研究科の教育研究活動で主に使用する29号館に16室を確保し、周辺には演習室や院生室等を配置している。

29号館に配置する院生室は、学生の自習のための専用の研究室であり、56.59㎡の規模を有し、収容人数は26人で、机9台、椅子26台、書棚3台、ロッカー1台、ホワイトボード1台を備えている。この他にも28号館の図書館地下1階には、12室の研究個室を設けており、学生が自習可能な環境を整備している。

【資料7 建築学研究科院生室平面図】

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館には、約86万冊の図書と約8千種の学術雑誌（電子ジャーナルを含む）を所蔵しており、これらを有効に活用する。建築学研究科の教育研究活動に必要な専門図書については、基礎学部の建築学部及び改組元の理工学研究科建築・建設工学専攻の教育研究のための資料収集、資料群の構築によって、該当する分野を網羅しており、「建

築工学・土木工学」及び「建築学」に分類する図書に限っても、約2万冊の図書を蔵書しており、教育研究活動に支障はないと考えている。なお、定期購読中の学術雑誌は、「資料8 学術雑誌一覧」の通りである。

図書館は、キャンパスの中央部に位置し3フロアの閲覧室を設け、教室や学生食堂とも繋がっており、学生の生活動線上にある。また、別棟に書庫を置き、その棟内にも1フロアの閲覧席を設けている。閲覧座席は全体で828席を確保し、各フロアに職員を配置してカウンターサービスを提供している。

図書館のWebサイトは、各種オンライン資料へアクセスできるほか、蔵書検索OPAC、ディスカバリーサービスなどのツールや、ILL、郵送貸出の申請、利用者自身の利用履歴参照など、教育研究活動に必要な図書館情報のポータルとしてサービスを提供している。

【資料8 学術雑誌一覧】

1.3. 管理運営

本学では、教学に関する管理運営を適切に行うため、大学評議会、研究科委員会及び諮問委員会の設置を定め、大学運営に関する審議等を行っている。

(1) 大学評議会

大学評議会は、「明星大学学則」第8条第1項に「本学に、大学評議会を置く。」と定め、「明星大学大学評議会運営細則」に則り、学長が招集し、全学的重要事項を審議する。開催は年間5回程度で、構成員及び審議事項は下記の通りである。

- 構 成 員：学長、副学長、学部長、学環長、大学院研究科長、通信教育課程長、全学共通教育委員会委員長、図書館長、各学部所属教授各2人及び全学共通教育委員会構成員教授3人
- 審 議 事 項：ア 教育、研究に関する全学的重要事項
イ 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
ウ 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
エ 全学共通科目及び全学的な資格科目に関する事項
オ その他必要と認められる事項

(2) 研究科委員会

研究科委員会は、「明星大学大学院学則」第8条第1項に「本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。」と定め、「明星大学大学院研究科委員会運営細則」に則り、研究科長が招集し、当該研究科の教育研究、学生補導、教員人事等に関する事項を審議し、学長へ報告する。構成員及び審議事項は下記の通りである。

- 構 成 員：当該研究科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教
- 審 議 事 項：ア 学生の入学及び修了に関する事項
イ 学位の授与に関する事項

ウ 教育研究に関わる重要な事項で、学長が定める事項

- ・教育課程に関する事項
- ・学生補導、賞罰に関する事項
- ・大学院学則及び大学院教則に関する事項
- ・教員の人事に関する事項
- ・その他の学長からの諮問に関する事項

(3) 諮問委員会

諮問委員会は、学長が必要に応じて設置できる委員会として、「明星大学学則」第14条の3に「学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。」と定めている。諮問委員会は、恒常委員会と臨時委員会があり、恒常委員会の構成員は、原則として学部を代表する教員、学長が指名する副学長及び学長が必要と認めた者で組織される。臨時委員会の構成員は、委員会を組織する際、学長が指名する。

恒常委員会、臨時委員会ともに委員長は学長が指名し、委員長が委員会を招集し、議長となる。

委員会は諮問事項に対して定められた期日までに学長に答申し、当該答申は必要に応じて学部教授会、研究科委員会又は大学評議会において協議される。

現在設置されている諮問委員会（恒常委員会）は下記の通りである。

なお、臨時委員会については、大学運営に必要となる委員会をその都度設置している。

- ア 大学規程整備委員会
- イ 全学カリキュラム検討委員会
- ウ 全学教務委員会
- エ 全学学生生活委員会
- オ 全学入試運営委員会
- カ 全学キャリア教育検討委員会
- キ 明星大学内部質保証推進委員会
- ク 全学SD・FD委員会
- ケ 明星大学研究倫理委員会
- コ 明星大学研究活動等における不正等防止・対策委員会
- サ 明星大学利益相反マネジメント委員会
- シ 明星大学安全保障輸出管理委員会
- ス 明星大学組換えDNA実験安全委員会
- セ 明星大学動物実験委員会
- ソ 明星大学海外研修危機管理委員会
- タ 明星大学教育研究ウェブサイト管理委員会
- チ 明星大学障がい学生支援検討委員会

ツ 明星大学発明審査委員会

以上の通り、大学評議会や研究科委員会、その他の会議体で審議又は協議等を行い、それに基づいた大学運営を行うことにより、学部・研究科等の独自性を担保しながら、大学全体を円滑かつ適切に管理運営する体制を整備している。

1 4. 自己点検・評価

(1) 実施方法・実施体制

本学は、「明星大学における内部質保証に関する規程」に基づき、内部質保証に責任を負う組織として「明星大学内部質保証推進委員会」（以下「内部質保証推進委員会」と言う）を設置し、内部質保証推進委員会の下に、自己点検・評価の実施に関わる組織として「明星大学自己点検・評価委員会」（以下「自己点検・評価委員会」と言う）を設置している。

内部質保証及び自己点検・評価に関する実施方法・実施体制については、「明星大学内部質保証の方針」の中で下記のように明示し、整備している。なお、同方針は大学公式ウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

① 基本的な考え方

本学における「内部質保証」とは、本学設置の目的の実現に向けて、本学の教育研究活動等について不断に自己点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に努め、これによって本学の教育研究等が適切な状態・水準にあることを本学自らの責任において説明・保証する恒常的・継続的プロセスのことを言う。

本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進するとともに、内部質保証の推進に関する組織体制及び手続を適切に整備し運用することを通じて、内部質保証の実質化を図る。

② 組織体制

本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進するため、さらに内部質保証における客観性と適切性を担保するため、内部質保証推進に責任を負う組織と、自己点検・評価の実施に関わる組織とを分立する。また、教育の内部質保証については、自己点検・評価の実施に関わる組織を大学レベル、プログラムレベル、授業レベルの3水準に分けて構築する。

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価担当副学長を委員長とし、内部質保証のための全学的な方針及び手続を策定するとともに、これに基づき内部質保証システムが有効に機能しているかを検証する。また、各学部・研究科その他の組織における自己点検・評価結果をもとに作成された自己点検・評価報告書に基づき、全学的観点か

らの検証を行うとともに、改善方法の提案を取りまとめ、学長へ報告する。全学的観点からの検証及び改善方法の検討にあたっては分野別の部会を置き、学内外の動向を踏まえた内部質保証を推進する。

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施体制の整備、各学部・研究科その他の組織における自己点検・評価結果に基づく全学的な自己点検・評価の実施、自己点検・評価報告書の作成及び内部質保証推進委員会への報告を行う。

各部局においては、定期的な自己点検・評価を行う。実施にあたっては、自己点検・評価委員会の下に部局別自己点検・評価委員会を組織し、各部局における自己点検・評価結果を取りまとめ、自己点検・評価委員会へ報告する。

授業科目担当教員は、授業科目に関する自己点検・評価を行う。その結果は、部局における自己点検・評価に活用する。

(2) 結果の活用、公表及び評価項目等

自己点検・評価に関する結果の活用については、「明星大学内部質保証の方針」の中で下記のように明示し、行っている。

『(略)内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の基本方針を策定し、これに基づき、自己点検・評価委員会は定期的な自己点検・評価を行う。その結果を内部質保証推進委員会は全学的観点から検証し、学長へ改善提案を行う。学長は、必要に応じて大学評議会や諮問委員会を活用しながら方針や改善策を決定し、学部長会等を通じて各部局へこれをフィードバックする。各部局はフィードバックされた内容に基づき改善活動を行い、その結果は定期的な自己点検・評価を通じて内部質保証推進委員会へ報告する。』

また、内部質保証体制およびそのシステムの有効性、ならびに自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるため、自己点検・評価の結果に基づき、内部質保証推進委員会における外部委員による検証を行っている。具体的には、自己点検・評価の結果のうち内部質保証に関する事項について、地方自治体や企業等の産業界の外部委員による評価を受けている。

結果の公表については、自己点検・評価報告書を大学公式ウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

自己点検・評価の評価項目については、「明星大学自己点検・評価規程」及び大学基準協会が定める「大学基準」に基づき、下記の項目としている。なお、必要に応じて、その他の事項を定めることとしている。

- ア 理念・目的
- イ 内部質保証
- ウ 教育研究組織
- エ 教育課程・学習成果
- オ 学生の受入れ

- カ 教員・教員組織
- キ 学生支援
- ク 教育研究等環境
- ケ 社会連携・社会貢献
- コ 大学運営・財務
- サ その他必要な事項

15. 情報の公表

本学は、「学校法人明星学苑情報公開規程」「明星大学教育情報の公開に関する細則」に基づき、本学が発刊する刊行物への掲載、本学公式ウェブサイト、その他広く周知を図ることができる方法により、大学の教育研究活動、社会貢献活動等の情報を内外に積極的に発信している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/>)

- ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

この項目では、学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称、教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について公表している。

(URL : <https://www.meisei->

[u.ac.jp/johokokai/ID_educationalPurpose_2023_web.pdf](https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_educationalPurpose_2023_web.pdf))

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_dp-faculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_dp-grad_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_dp-dcefaculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_dp-dcegrad_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_cp-faculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_cp-grad_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_cp-dcefaculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_cp-dcegrad_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_ap-faculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_ap-grad_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_ap-dcefaculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_ap-dcegrad_2023_web.pdf)

イ 教育研究上の基本組織に関すること

この項目では、学部、学科、課程、研究科、専攻のほか、附属教育研究機関に関する情報について公表している。

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_educationalPurpose_2023_web.pdf)

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/facilities/>)

ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

この項目では、教員組織における専任教員数、非常勤教員の人数、専任教員の占める割合、専任教員一人あたりの学生数のほか、各教員が有する学位及び業績について公表している。

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_facultyOrganization_2023_web.pdf)

(URL : <https://www.iag.meisei-u.ac.jp/meuhp/KgApp>)

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

この項目では、「入学定員、収容定員、取得可能学位」「入学者数、在学者数」「卒業（修了）者数」「進学者数、就職者数」のほか、学科・学系ごとの「就職先一例」について公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/#sec04>)

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

この項目では、シラバスを通じて、授業科目・授業の方法、内容に関する情報を確認することができる。

(URL : <https://benten.meisei-u.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>)

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

この項目では、成績の評価、単位の認定、授業科目の類別及び卒業に必要な単位数に関する情報を公表している。

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_learningEvaluation-faculty_2023_web.pdf)

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_learningEvaluation-grad_2023_web.pdf)

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

この項目では、キャンパスマップを通じて、施設・建物一覧、避難経路図に関する情報を公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/campus/hino.html>)

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

この項目では、入学金、授業料、教育充実費、施設維持費のほか、科目等履修料、研究指導料、聴講料、在籍料等に関する情報を公表している。

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_fee_2023_web.pdf)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

この項目では、奨学金制度、サポート体制として、「奨学金・課外活動・その他学生生活」「教員免許・保育士資格」「国際交流・留学」「健康面」「障がいのある学生への支援」「ハラスメント防止・対策ガイドライン」「ボランティア活動」「地域交流活動」のほか、就職・キャリアに関する情報を公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/student/parents/scholarship.html>)

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/support/>)

コ 大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準

この項目では、「学位論文に係る評価基準」として、各研究科の「修士学位論文」「博士学位論文」に加え、「特定課題研究」に係る評価基準を公表している。

(URL : https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/ID_evaluation-criteria-for-dissertations_web.pdf)

サ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）

・大学概要

「明星学苑 建学の精神・校訓・教育方針、明星大学教育目標」

「学則」

「点検評価」

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/about/>)

・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

この項目では、通学課程及び通信教育課程のカリキュラムマップを用いて、各年次の履修科目と各学位授与方針に示す学修目標との関連度を公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/student/class02/c-map.html>)

・学則等各種規程

この項目では、明星大学、明星大学大学院、明星大学通信教育部及び明星大学通信制大学院の学則等のほか、研究活動等における不正等防止体制に関わる規程を公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/about/code.html>)

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/fuseiboushi/>)

- ・設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

この項目では、各学部・研究科設置関係の情報として、「基本計画書」「設置の趣旨等を記載した書類」「履行状況報告書」を公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/johokokai/>)

- ・自己点検・評価報告書、認証評価の結果

この項目では、「明星大学点検・評価報告書」「明星大学評価結果」に加え、「明星大学内部質保証の方針」「明星大学における内部質保証に関する規程」を公表している。

(URL : <https://www.meisei-u.ac.jp/about/appraisal.html>)

1 6 . 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 組織的な研修等を推進する組織

本学の主体的な取組として、教職員の教育に関する必要な知識・技能などの資質を向上させ、また学生支援に対する学内連携を強化するため、平成 19 (2007) 年度より学長の諮問機関として「全学 FD 委員会」を設け、全学的 FD 活動の実施や部局別 FD 活動の指針となる全学的基本方針を策定するなど、組織的な取組を行ってきた。

令和 5 (2023) 年度からは、本学のスタッフ・デベロップメント (SD) 及びファカルティ・デベロップメント (FD) を推進するための諮問機関として、「全学 SD・FD 委員会」に見直しを行なった。

全学 SD・FD 委員会の役割である「全学的な SD 及び FD のための基本方針の策定」については、令和 5 (2023) 年度に同委員会が「明星大学 SD・FD に関する基本方針」の原案を策定し、令和 6 (2024) 年 3 月の大学評議会の議を経て、これを機関決定している。令和 6 (2024) 年度以降、全学及び部局別 FD は、同方針に基づき組織的に実施していく。

全学 SD・FD 委員会の構成員及び委員会の任務は下記の通りである。

- 構 成 員 : 学長が指名する副学長、学部長、学環長、研究科長、全学共通教育委員会委員長、学苑・大学事務局長、学苑・大学企画局長、その他学長が必要と認めた者
- 委員会任務 :
 - ア 全学的な SD 及び FD のための基本方針の策定
 - イ 全学的な SD 及び FD の研究会、研修会等の企画、実施及び報告
 - ウ 授業に関する学生アンケートの企画及び活用方法の検討
 - エ 各部局での SD 及び FD の研究会、研修会等への支援
 - オ 国内外の高等教育の動向に係る情報収集
 - カ その他、全学的な SD 及び FD に係る事項・学生補導、賞罰に関する事項

また、部局別委員会として、学部、学環、研究科、全学共通教育委員会、通信教育部の部局別に SD・FD 委員会を設ける。研究科 SD・FD 委員会の構成員及び委員会の任務は下記の通りである。

- 構 成 員：研究科長、研究科の互選により選出された者、研究科長が指名する教職員
- 委員会任務：ア 研究科の SD 及び FD の研究会、研修会等の企画、実施及び報告
イ 授業に関する学生アンケートの活用方法の検討
ウ その他、研究科の SD 及び FD に係る事項

(2) 組織的な研修等の取組

明星大学 SD・FD に関する規程では、ファカルティ・デベロップメント (FD) を、「自己点検・評価の結果を踏まえた教育研究活動等の改善・向上を推進することを目的とする、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るための組織的な活動」と定義し、全学 FD として活動している。

令和 5 (2023) 年度は、全学的な取組として「学位プログラムの再活性化と再構築」に向けた取組をテーマに 3 回のシリーズで開催した。全学 FD の概要は下記の通りである。

<令和 5 (2023) 年度 全学 FD>

実施日	テーマ
令和 6 (2024) 年 1 月 30 日	学位プログラムの再活性化と再構築に向けて： 「全学生に共通で提供されているキャリア形成科目を理解する」
令和 6 (2024) 年 2 月 2 日	学位プログラムの再活性化と再構築に向けて： 「全学共通科目を理解し位置づける」
令和 6 (2024) 年 2 月 15 日	学位プログラムの再活性化と再構築に向けて： 「データサイエンスリテラシーを理解し位置づける」

また、部局別の取組としては、建築学研究科の改組元となる建築・建設工学専攻を置く理工学研究科及び基礎学部の建築学部でも部局別 FD を開催した。部局別 FD の概要は下記の通りである。

<令和 5 (2023) 年度 理工学研究科 FD>

実施日	テーマ
令和 5 (2023) 年 5 月 17 日	大学院活性化案及び大学院モニタリング指標について

<令和 5（2023）年度 建築学部 FD>

実施日	テーマ
令和 5（2023）年 7 月 19 日	キャリア支援を考える
令和 5（2023）年 9 月 20 日	PROG 解説研修会

建築学研究科においても全学 FD に積極的に参加するとともに、基礎学部の建築学部と連携・調整を図りながら定期的に部局別 FD を企画・開催し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に取り組む。